

出題の趣旨（商法）

会社法の基本的な概念・手続「取締役会の権限（会社362条）」「取締役会の招集手続（会社368条）」「会社の代表（会社349条）」「取引の安全・第三者保護」に関する正確な理解を問う問題である。

○取締役会における招集手続および決議方法について、株主総会の場合と対比しつつ、説明することができる。

○取締役会決議が無効であるのはどのような場合か、具体例を挙げて説明するとともに、どのようにして当該決議が効力を有しないことを主張できるかを説明することができる。

○取締役会がその決定を代表取締役や他の機関に委ねることができない事項は何かを具体的に説明するとともに、その理由を説明することができる。

○「重要な財産の処分及び譲受け」、「多額の借財」および「重要な業務執行」の判例上の判断基準を理解している。

○取締役会の専決事項につき取締役会の決議なく代表取締役が行なった行為の効力について説明し、また、代表取締役の権限の濫用とはどのような場合か、およびそのような行為の効力に関する判例の状況を説明することができる。

（以上、コア・カリキュラム）

解答には、関係する裁判例：最判平成6年1月20日（会社法百選70事件）・最判昭和40年9月22日（同71事件：民法93条類推適用説）・最判昭和44年12月2日（同72事件）に即しての検討が求められる。

- ・ 本件1億円の借入は、「多額の借財」に該当するのか。
- ・ 本件取締役会の承認決議は有効か。
- ・ 本件借入は有効か。乙銀行は、どのような場合に保護されるのか。
- ・ 本件で乙銀行は保護されるのか（結論）

各論点10点、全体にわたる論出の論理性10点で採点した。

商法は回答時間が30分であり、上記の論点につき、30分で解答できる程度の記述があれば、十分である。